

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ

夢コープ富士事業所

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業運営規程

【事業の目的】

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設する夢コープ富士事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護・予防日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある利用者および事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問型サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 夢コープ富士事業所
- (2) 所在地 富士市宮島441-1

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別援助計画書の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上
訪問介護員等は、サービスの提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名 非常勤
必要な事務を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日を除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 需要により、営業日もしくは、営業時間外でもサービスの提供は可能とする。

[サービス内容及び料金等]

第6条 利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対し、以下のサービスを提供する。

<介護予防訪問介護相当のサービス>

入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助等の支援

<健康づくりヘルパー> 調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助等の支援

利用料は、富士市長が定める基準によるものとする。

2. サービスに要した交通費はすべて事業所の負担とする。

[緊急時における対応方法]

第7条 訪問介護員等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

[通常の事業の実施地域]

第8条 通常の事業の実施地域は、富士市とする。

[虐待防止に関する事項]

第9条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し定期的な研修を実施する。

[身体拘束の禁止]

第10条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

[その他の運営についての重要事項]

第11条 事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 就任時研修 就任時
- (2) 従業者研修 月1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又退職後もこれらの秘密を保持させるべき旨を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープとの契約の内容とする。

3. 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・

生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[付則]

1. この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 2 年 11 月 27 日改訂 第 4 条 (3)
3. 令和 3 年 4 月 1 日 (2021 年) 第 9 条 3 虐待防止等の対策を追加。
4. 令和 6 年 4 月 1 日 (2024 年) 第 5 条 (1)、第 9 条第 1 項、第 3 項 改定。第 9 条第 4 項追加。
5. 令和 6 年 12 月 1 日 (2024 年) 第 9 条、第 10 条 改定。
6. 令和 7 年 4 月 1 日 (2025 年) 第 10 条追加。